平成30年第4回日南町議会定例会

陳情文書表

受理番号	受理年月日	件名	陳情の要旨	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
第2号	平成 30 年 5 月 21 日	精神障がい者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書提 出に関する陳情書	別紙写しのとおり	鳥取市江津 318-1 鳥取県精神障害者家族会連合会 会長 濵﨑 智熙	経済福祉常任委員会
第3号	平成 30 年 5 月 31 日	地方財政の充実・強化を求める陳情	別紙写しのとおり	鳥取市南町 505番地 自治労鳥取県本部 執行委員長 西村 裕生 ほか1名	総務教育常任委員会



議長 村上 正広 様

提出者 住 所 鳥取市江津318-1 団体名 鳥取県精神障害者家族会連合会 会 長 濵崎 智熙

精神障がい者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書提出に関する陳情書

[陳情要旨]

日南町議会で精神障がい者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書を、国会及び関係行政機関にご 提出いただくよう陳情致します。

[陳情理由]

平成26年2月に日本は国連障害者権利条約の締結国となり、平成28年4月には障害者差別解消法 が施行されました。

国連障害者権利条約第4条は「障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、 又は廃止するためのすべての適当な措置をとること」「この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も 差し控えること」を明文化し、障害者差別解消法第1条も「この法律は、障害者基本法の基本的な理念 にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が 重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差 別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消す るための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障 害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現 に資することを目的とする」と定めています。

一方、障がい者の交通運賃割引の現状について、身体障がい者の外部障がい者は昭和25年、内部障がい者は平成2年、知的障がい者は平成3年より実施されていますが、精神障がい者の場合は、その公共交通機関利用のニーズは他障害と何ら変わるものではないにもかかわらず、未だJR 等の交通運賃割引制度から除外されたままになっています。

このように、国連障害者権利条約が締結され、障害者差別解消法が施行されてもなお、精神障がい者を障がい福祉サービスや障がい者施策の対象から除外されるならば、精神障がい者の「社会参加」と「平等」への切実な願いは潰えてしまいます。

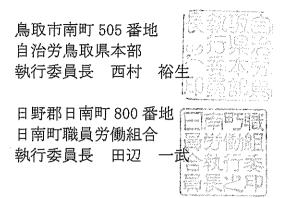
つきまして、日南町議会において、国に対して、精神障がい者も身体障がい者や知的障がい者同等に 交通運賃割引制度の適用を求める意見書を採択して頂きますよう心からお願い申し上げます。

提出資料

資料1:精神障害者の交通運賃に関する請願書

资料2:交通運賃に関する全国アンケート





地方財政の充実・強化を求める陳情

[陳情趣旨]

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、 人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害 を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材が限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。

こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や「公的サービスの産業化」など 地方財政をターゲットとした歳出削減に向けた議論が加速しています。特に、「トッ プランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するもので あり、地方財政全体の安易な縮小につながることが危惧されるものとなっています。 「インセンティブ改革」とあわせ、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、 客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものです。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、2019 年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

[陳情事項]

- 1. 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
- 2. 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保

障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置 を的確に行うこと。

- 3. 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間企業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。
- 4. 災害時においても住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎をはじめとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。また、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないよう、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。
- 5. 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税へと税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。
- 6. 各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないよう対応をはかること。
- 7. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。
- 8. 地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税4税(所得税・法人税・酒税・消費税)に対する法定率の引き上げを行うこと。
- 9. 自治体の基金残高を、地方財政計画や地方交付税に反映させないこと。